

《資料》

「浅田徳則明治七年使米日記」

刈 田 徹

本資料は、一八七四（明治七）年、浅田徳則（あさだ やすのり）が、外務一等書記生として吉田清成特命全権公使に従い渡来の際、記した未公開の日記である。外交史上の画期的新事実を明らかにする秘録の類ではないけれども、岩倉使節団の記録（久米邦武『特命全権大使 米欧回覧実記第1巻』明治十一年発行、宗高書房、昭和五〇年復刻、特に第一編米利堅合衆国ノ部、第一卷太平洋航海ノ記）等と共に、当時の外交使臣の活動の実態を理解する一助にはなるであろう。なお、吉田清成は、この四年後に、特命全権公使として条約改正の魁である日米新条約（吉田・エヴァーツ条約）を締結している。次に、浅田徳則の略歴を記しておきたい。

一八四八（嘉永元）年十月二六日、京都の代々医師の家に生れた。幼少から主に漢学を学び、一八六八（明治元）年、久美濱県書記として官界に入る。更に、生野県及び大蔵省に出仕。その後、外務省に転じ、一八七四（明治七）年、外務省一等書記生として米国公使館付を命ぜられ、外務省二等書記官、同少書記官を経て、一八七九（明治一二）年、外務権大書記官となる。爾後、外務省公信局長（一八八一年一〇月一九日～八一年一月九日、八二年一月六日～八五年一二月五日）、同取調局長（八一年一月一〇日～八五年四月末日）、同（初代）通商局長兼会計局長（八六年三月三日～八九年一二月二五日、但し会計局長八六年三月一三日～八九年一二月二三日）、弁理公使を歴任。更に、神奈川県知事（一八八九年一二月二六日～一八九一年四月九日、一九九八年五月一四日～一九〇〇・明治三三年六月一五日）、長野県知事（一八九一年四月九日～九六年二月六日、就任当初から石川県知事をも一時兼務）、新潟県知事（一八九六年二月六日～九七年四月七日）、広島県知事（一八九七年四月七日～九八年五月一四日）、外務省総務長官兼外務省官房長（一

九〇〇年六月一六日～同年十月一八日),特命全権公使(一九〇〇年十月一九日),逋信総務長官(一九〇一年)を経て,一九〇三(明治三六)年,貴族院勅選議員となり錦鶏間祇候を仰付られた。以後,実業界においても,東京電力,成田鉄道,日米生糸各会社々長,横浜正金銀行監査役を勤め,労資協調会常議員,蚕糸業組合中央会特別議員,小作法特別委員,また日本赤十字社,北海道協会,東洋協会,等の理事でもあった。一九三三(昭和八)年,死去(参照,浅田泰輔氏談話,『人事興信録』人事興信所,第四版・大正四年,第九版・昭和六年。遠山茂樹・安達淑子『近代日本政治史必携』岩波書店,昭和三六年,寺岡寿一編『明治初期地方史沿革誌——明治初期歴史文献資料集第2集——』寺岡書房,昭和五一年。外務省外交史料館・日本外交史辞典編纂委員会編『日本外交史辞典』大蔵省印刷局,昭和五四年)。

本資料は,浅田徳則四男・泰輔氏が所蔵され,同氏の御厚意で掲載できたのである。なお,校訂者は,〔 〕内の註記を記し,また句読点や難解な漢字の読み仮名を付した。

明治七年使米日記

同行官員記名

特命全権公使	吉田清成
一等書記官	吉田二郎
一等書記生	浅田徳則
三等書記生	田代静之助

従者三人

十一月九日晴,午前第八時吉田公使夫婦及田代書記生,東京新橋ヨリ汽車ニ乗り,第九時横浜富貴樓ニ抵ル。吉田書記官,浅田書記生ハ前日既ニ此地ニ至ル。是ニ於テ富貴樓ニ会同ス。大隈〔重信〕参議,山口〔尚芳〕外務少輔,松方〔正義〕租税頭等数名送テ本号ニ来リ,小飲ス。午後第二時半,一行ノ各員該地税関ノ小汽船ニ乗り米国郵船ウァンクーパー号ニ移ル。山口〔尚芳〕,松方〔正義〕等,米公使ビンガム〔John A. Bingham〕并ウィリヤム氏数輩等送テ船中ニ来リ,各別ヲ告ケ去ル。此際,該港碇泊ノ米国軍艦ヨリ祝砲ヲ発ス。神奈川砲台ヨリモ亦同数ノ答発アリ。此日,外務省官員斎藤中録,西川権中録,

公使携帯ノ行季四箇ヲ本船ニ搭載シ、領券ヲ浅田書記生ニ付ス。是ヨリ先キ、大蔵省ヨリ米国人ニ贈ルヘキ物品ヲ公使ニ托シ、該地税関ニ藏置ス。然トモ、該船舶貨充載スルヲ以テ、同帶スルヲ得ス。因テ再ヒ税関ニ付托シ、後回船便ヲ待テ搬運センコトヲ照会ス。又公使ヨリ金千円ヲ領取シ、米國桑港銀行ノ證券ニ兌換ス。此他、吉田書記官、浅田書記生ノ旅費金三百九拾九円四拾三錢七厘ヲメキシコ銀三百八拾五弗ニ交換シ、三百八拾円ヲ公使ニ同シク證券ニ兌換ス。発船前、浅田書記生ヲシテ神奈川県庁ニ至リ、祝砲答発ノコトヲ議セシム。午後第四時、該船開行ス。夜ニ至リ、西北風オコ作ル。舟中、微シク動揺スコヲ覺エタリ。

十日、晴。微風。昨第四時ヨリ本日正午ニ至ル航程百八十五里。

十一日、晴。正午、航程二百弍十五里。夜ニ入り順風大イニ起リ、舟中ノ簸蕩ハ更ニ甚シ。徹曉、器皿破碎ノ音、鑿サク々トシテ絶エス。

十二日、晴。風稍平穩キベイニ属ス。然トモ動揺止マス。航程二百八十里。昨来吉田書記官、浅田書記生等、海氣キヤヲ病シヨクミ辱ニ就ク。

十三日、晴。午後、微風雨ヲ吹ク。正午、航程二百三十八里。

十四日、美晴。順風三檣シヨクノ布帆均シク掲ク。午前、一行ノ各員舵楼ニ登リ遊眺ス。正午、航程二百五十五里。夜ニ入り、浩濤冒船飛沫梁棟ヨリ侵入スル雨ノ如シ。飯卓上ニ臚列ロレツスル所ノ器皿傾覆破壊シテ安排スルニ違イダマアラス。舟中ノ客十八、九、ハ不眠ナリト云。

十五日、晴。波濤極高ク、船窓ヲ鎖閉シ船客房ヲ出テ遊歩スル能ワス。正午、航程三百三里。此日、波濤ノ最高キ者舵楼ヲ超越スル丈余ニ至ル。舳艫シツロ毎々水ニ浸タレリ。

十六日、晴。海況稍穩カナリ。各房ノ客、舵楼ニ至リ遊娛スルヲ得ヘシ。公使等各棋ヲ囲ミ無聊ヲ慰ス。正午、航程二百四十八里。

十七日、陰晴不定。昨夜第十時比ヨリ颶風クワフウ北ヨリ起リ、浩濤丘山ノ如ク舵楼ヲ踰ユル幾ホトシトニ丈餘ニ至ル。布帆四幅皆為メニ壞裂シ復用ユ可カラス。舟中ノ人、皆臥蓐ガシヨクニ就キ、食ニ就ク者僅ニ二十名ニ過キサルノミ。夜ニ至リ波濤益高シ。此日航程ノ標記ヲ掲出セス。

十八日、晴。波濤昨ノ如シ。舟脚寸進尺退、顛簸テンバ頗スコ甚シ。海水各房ニ浸入

ス。幾^{ホト}ント沈^{チンソウ}竜蛙ヲ生スルノ想アリ。四隣闐焉絶テ人語ヲ聴カス。中夜忽チ声アリ、迅雷ノ如シ。舟客驚愕房ヲ出ツルモノアリ。蓋シ怒濤火輪ニ抵触シテ以テ此音ヲ發スルナリ。同舟中航海ニ慣熟スルモノ亦稀^{グダ}遇^{マレニ}フ所ト云。危険想フ可キナリ。

十九日、晴。昨夜第三時比ヨリ、風波漸ク平穩ニ属ス。今曉ニ至リ、始メテ針路ヲ取り進航スルコトヲ得タリ。同舟ノ客其喜知ル可シ。航程二百五十五里。

十九日、晴。本日横浜出帆ノ日ヲ推ストキハ廿日ニ当ルト雖トモ、舟行西ヨリ東スルヲ以テ、太陽ノ運行ニ溯リ航海中一日ノ閏ヲ生ス。故ニ、東ヨリ西スレバ亦此ニ反シー日ヲ減スト云。航程二百四十里。波濤昨ノ如シ。

廿日、晴。海況平穩。此日午後、吉田公使洗髮ス。又公使ヨリメキシコ銀二十弗ヲ要セラル。因テ、田代書記生へ預置キシ中ヨリ本数ヲ貸付ス。航程二百五十里。

廿一日、晴。海況平和。午後舵楼ニ登リ逍遙ス。頗^{スコフル}快豁^{カツ}ヲ覚ユ。三時比雲^{ゴロシヨウ}雨アリ。忽晴。夜月皎焉輪廓十四夜ノ如シ。水天一色洵ニ羈^{マコト}旅^キ思ヲ慰スルニ足レリ。航程二百三十八里。

廿二日、晴。波濤昨ニ比スレバ稍高ヲ覚ユ。舟中微シク様蕩ス。本日日曜日ニ当ルヲ以テ、囲棋等ノ娛戯ヲ戒シム。凡^{オヨソ}洋人本日ニ当レバ、誦經拜神ヲ勤メトシテ、遊戯スルヲ戒シム。舟中亦然リ。航程二百五十二里。午後小雨アリ。

廿三日、陰晴不定。北風寒冷。舟中ノ揺動昨ニ比スレバ甚シ。運歩スルニ便ナラズ。正午ノ比、少時蒸氣ノ運轉ヲ停ム。何由ヲ詳ニセス。航程二百六十里。是ヨリ先キ、日本地方ヲ距ル二百五十里許^{トド}ノ洋中ヨリ海鳥アリ。本船ニ尾シ來ル。大イサ鷺ノ如シ。或ハ云鶴ノ類ナリト。蓋シ舟中ヨリ棄ツル所ノ飯餒^{ハンシユン}ヲ啄^{ダク}食スト云。

廿四日、晴。風寒シ。比日逆風、帆ヲ掲ケス。然トモ舟中ノ揺動ヲ覚ユ。航程二百四十壹里。

廿五日、晴。正午航程二百六十里。風勢昨ノ如シ。

廿六日、晴。航程二百五里。昨來逆風ノ故ヲ以テ、舟脚頗緩シ。

廿七日、晴。舟少シク揺動ス。航程二百二里。

廿八日、晴。航程百八十六里。

資 料

廿九日、晴。海面波ヲ揚ケス。水天一碧鏡ノ如シ。舵樓上ニ逍遙スル亦坦途ヲ行ノ如シ。些ノ蕩揺ヲ覺エス。昨日ヨリ前^キニ本船ニ尾シ来リシ鷺ノ如キ海鳥ヲ見ス。更ニ一鳥アリ。白鷗ノ如シ。代テ相逐随シ来ル。思フニ大陸ニ近接スルヲ以テ然ルナリ。航程二百九里。

三十日、晴。午前第九時、東北ニ方リ米國ノ地方ヲ認ム。同舟ノ外国人等相議シ、該船ノ甲比丹ニ贈ルベキ謝帖ヲ裁シ連署セシコトヲ乞フ。公使始船客各記名ス。蓋シ此行異常ノ困難ニ逢遭シ、幸ニ船將ノ勉勵ニ依リ安全ナルノ意ヲ表謝スルナリ。着港ノ期近ニ在ル。由テ各行季ヲ裝束シ且舟中ニ走丁ニ謝銀ヲ投与ス。公使ヨリ。書記官ヨリ。又公使ヨリ銀百弗ヲ要セラル。因テ淺田預リ金ノ中ヨリ貸付ス。航程二百四十八里。

(以上)